



5月は消費者月間！

暮らしの安定と向上を目的として、1968年に「消費者保護基本法」が制定されました。その後、この基本法の制定10周年の1978年には、5月30日を「消費者の日」と定め、さらに制定20周年の1988年には5月を「消費者月間」としました。

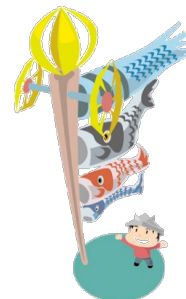
全国統一テーマ

見える情報 見えない仕組み
～AI時代の消費者力を高めるために～



◎ 家庭用灯油、プロパンガス、ガソリン等の価格調査結果(消費税込み価格)

函館市市民部 暮らし安心課調べ (電話 21-3189)		家庭用灯油	プロパンガス	軽油	A重油	ガソリン
		1ℓ ホームタンク	5m ³	1ℓ	1ℓ	1ℓ レギュラー現金
R8.3.12	平均	150.69	6,976.23	181.96	155.10	192.76
(単位:円)	最高	185.00	9,245.00	199.00	185.00	215.00
	最低	120.00	4,523.00	157.00	130.00	167.00
R8.4.10	平均	155.11	7,078.93	171.28	156.51	181.71
(単位:円)	最高	185.00	9,520.00	199.00	185.00	215.00
	最低	135.00	4,363.00	162.00	146.30	172.00



函館市消費生活センターのご案内

消費生活センターでは、消費生活に関する相談を受けております。
お気軽にご利用ください。なお、相談料は無料です。

<相談時間> 平日 午前9時～午後4時

【5月の休所日】 土曜日・日曜日・祝日

<所在地> 〒041-0806 函館市美原1丁目26番8号 函館市亀田支所1階
相談専用電話 0138-83-7441 FAX 0138-84-5524



消費生活に関する情報を函館市のHPでもお知らせしています。

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/shimin_dept/kurashi/ をご覧ください。



発行 函館市消費生活センター

見守り 新鮮情報

現在**契約**している**事業者**を**名乗って**「利用している**光回線**を**新しく**する。通常は数千円かかるが今回は**無料**だ」と電話が掛かってきた。負担がないならよいと思い申し込んだ。数日後、申込書が送付されてきたが、**送付元**は契約している事業者ではなく**別会社**だった。室内工事費として約**3万円**の記載もある。工事業者から「工事日が明後日に決まった」と連絡があった。契約先や契約内容がはっきりしないので解約したい。(60歳代)

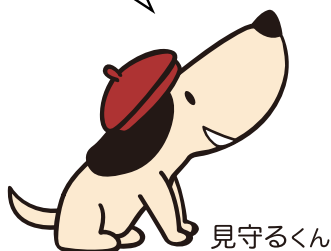


©Kurosaki Gen

光回線の 契約トラブルに注意

ひとこと助言

必要なければ断って



見守るくん

- 光回線の電話勧誘トラブルに関する相談が依然として寄せられています。勧誘された際は、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。
- 光回線サービスの電話勧誘の場合、事業者は原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務があります。事業者に書面の提出を求め、改めて電話で書面の説明を受けたうえで必要な契約か判断しましょう。毎月の支払額やオプションの有無、解約金などについてもよく確認しましょう。
- 必要がなかったり、説明を受けても内容が分からなかったりする場合はきっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。